

## 第17回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年9月29日(木)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時10分
2. 場 所 名取市役所 6階第1会議室
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について(継続審議分)  
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地賃貸借権解約について  
(2) 非農地証明願出について  
(3) 農地の現状変更届出について
5. 出席委員(25人)  
会 長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 相澤 喜美      3番 洞口 ゆかり      4番 武田 由美子  
            5番 入間川 昭一      6番 佐伯 美和      7番 入間川 康弘  
            8番 渡邊 正明      9番 大内 繁徳      10番 布田 順一  
            11番 松浦 岩男      13番 松浦 朋子      14番 引地 長一  
欠席委員 12番 昆布谷 功治  
推進委員 1番 大内 伸一      2番 山路 康則      3番 長田 幸夫  
            5番 齋 重昭      6番 遠藤 勝典      7番 橋浦 福男  
            8番 三浦 裕一      9番 櫻井 勉      11番 西山 剛  
            12番 松浦 崇      13番 松浦 正博      14番 相澤 早苗  
欠席推進委員 4番 菅野 弘一      10番 武藤 光雄
6. 事務局出席職員  
事務局長 松野 晴美      局長補佐 成田 利顕      主幹 黒澤 千穂
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

## 第17回名取市農業委員会総会議事録

### 【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第17回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名、計25名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

### 【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

6番 佐伯 美和 委員      8番 渡邊 正明 委員

### ◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。入間川康弘代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（入間川康弘委員）

第4班代表委員の入間川康弘です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年9月29日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館熊野堂字五反田山26番21、地目は登記田・現況雑種地、登記面積759㎡、高館熊野堂字五反田山26番22、地目は登記田・現況雑種地、登記面積759㎡、高館熊野堂字五反田山26番23、地目は登記田・現況雑種地、登記面積1,519㎡、面積合計3,037㎡です。転用目的は駐車場、貸付人・

借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、設定期間は許可日より2年間、賃料は月額400,000円、大型車4台、中型車9台、普通車6台の駐車場及び回転場所です。追認事案のため、始末書を提出していただいています。

位置図・公図につきましては、総会資料の2ページ、農地転用許可基準及び審査内容については、担任委員会資料の1ページと差し換え資料の2ページをご覧ください。申請地は、仙台南ゴルフガーデンの約100m西側に位置し、仙台南部道路の南側に所在します。雨水は自然浸透及び西側と北側の既存側溝へ排水することとしており、法面は適切な勾配で整形するので、土砂の流出等の危険は無いと伺っております。

番号2、大字・字・地番は、愛島北目字竹の内69番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積783㎡、愛島北目字竹の内70番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は175㎡、愛島北目字竹の内71番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は401㎡、合計1,359㎡です。転用目的は土地の造成、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で、1㎡あたり4,200円です。(仮称)北目集会所建築のための宅地造成で、今後予定する建築物等は、集会所1棟、消防ポンプ小屋1棟、ホース乾燥塔1基、駐車場13台分です。

位置図・公図につきましては、総会資料3ページ、担任委員会資料3ページ、4ページをご覧ください。申請地は、主要地方道仙台岩沼線沿いの渡辺ホームガーデンから200mほど南西に位置します。現在、この近くに北目区生活センターが建っていますが、手狭になったため、この度の申請となりました。

議案第1号1番、2番につきましては、9月27日の担任委員会で現地調査を行い、実情を聴取しました。

1番については、駐車場への農地転用申請です。現況地目雑種地となっているとおり、貸付人と仲介した不動産業者側の確認不足により、正規の転用許可手続きがなされること無く借受人が造成工事に着手していたことから、現段階では工事の中断を申し入れている状況です。

現地を調査し、貸付人及び借受人より実情を聴取するとともに、今回の法令を軽視された件について、厳重に注意いたしました。

また、土砂の流出等周辺農地への影響についても、十分に配慮するよう促しました。今回の件につきましては、仲介不動産業者及び借受人より始末書がそれぞれ提出されており、十分反省していることから、追認は止むを得ないと考えます。

2番については、名取市による(仮称)北目集会所新築のための土地造成にかかる転用申請です。計画では、法面は適切な勾配で整形し、植生処理を行い、土砂の流出を防ぐ等、近隣農地等への影響について、十分に配慮し造成を進めるとのことです。今回の宅地造成は、地域住民の意向を反映したうえでの集会所建設に向けた転用であり、問題

は無いものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の西山剛委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（西山剛推進委員）

議案第1号につきましては、9月27日に担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いたしました。

1番については、駐車場への転用申請で、工事を中断している現地を確認し、貸付人及び借受人に対し、周辺農地への影響についての対策を確認しました。転用許可前に着工していましたが、仲介不動産業者と譲受人の双方から始末書が提出されており、追認は止むを得ないと考えます。

2番については、市による集会所建設のための土地の造成で、造成については、近隣農地等に十分配慮した設計とすることを確認いたしましたので、転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

○ 8番（渡邊正明委員）

1番について質問いたします。工事は中断中との説明でしたが、いつから中断しているのか、工事の進捗状況を教えてください。また、始末書が出されたとのことでしたが、不動産会社はプロだと思うので、農地法を理解していなかったという理由に疑問を感じます。不動産業者からの始末書はどのような内容であったのか質問します。

○ 事務局（成田局長補佐）

まず、経緯について説明します。7月6日に地権者3名のうち1名が、農地の賃貸手続きの相談に来庁され、農地転用の申請手続きが必要なことを説明しました。その後、8月18日に市民から農業委員会事務局へ違反転用をしているのではないかと通報あり、同日現場確認したところ、土木工事中であったことから、その場ですぐ工事を止めるよう指示をし、工事を中断させてあります。

工事の進捗状況ですが、盛り土するための土を搬入している途中で、相当な土の量が入っており、工事中止の時点では必要量の半分以上が入っている状況です。

2点目の不動産業者についてですが、地権者からは転用許可済だと聞いていたという説明でした。本来不動産業者が農業委員会へ照会し、転用許可済か確認すべきであったということで、反省する旨の始末書が提出されています。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

1番について、駐車場敷地西側に隣接する水田との境界にU字溝が入っているとの

ことですが、U字溝の幅と管理者について教えてください。

○ 事務局（成田局長補佐）

申請地の西側の農地ですが、登記は田となっておりますが、現況は畑です。隣接地は少し高くなっており、境目部分には小さいU字溝が入っています。今回の貸付人は、相続した農地であるため、U字溝の管理者が誰かということはありませんでした。ただ、雨が降った時西側隣接農地へ土砂流出等の被害がないように、借受人がU字側溝の堀払いをして適切に管理をしたいということでした。

○ 11番（松浦岩男委員）

U字溝はどのくらいのU字溝だったのでしょうか。狭いU字溝であるなら、対象地は合計3,000㎡を超える面積であるので、勾配をとっているとはいえ、大雨時には土砂流出により隣接農地へ被害を与えることが懸念されます。そうならないため、側溝の管理者・管理方法について、担任委員会で確認を行うべきだと思います。

○ 1番（相澤喜美委員）

私も担任委員として、出席しておりました。敷地西側の狭いU字溝ですが、300mくらい小さなU字溝でした。状況から田で利用されていた時に使用していた小さいU字溝だったと思います。地権者はほとんど手入れしておらず、半分土に埋まっている状況でした。担任委員会に出席した借受人の代理人へ話をしたところ、今後は充分管理していきますとの回答をいただいております。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

1番について、敷地北側の法面がかなり高くなっているようですが、工事のためによるのでしょうか。土砂の流出が気になります。大型U字溝に土砂が流れると、管理が大変だと思います。また賃借権設定は許可日より2年間とありますが、経費に見合わないものに感じます。期間の延長はあるのでしょうか。

○ 1番（相澤喜美委員）

この件については、担任委員会時に質問を行いました。差し替え担任委員会資料2ページ（1/2）にありますとおり、駐車場には20t、25tといった大型車が入るので、かなり厚く砂利を敷くとのことでした。敷地奥までは使用しないという話ではありました。現地調査した限り、敷地内の勾配は大きな勾配にはならないとは思いました。また、当初の契約は2年となっておりますが、当然借受人は長期で使用することを念頭に置いているとのことでした。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

### 《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。それでは、入間川康弘代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（入間川康弘委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年9月29日提出。

番号1、大字・字・地番は、増田字後島120番1、地目は登記田・現況畑、登記面積は306㎡です。転用目的は月極駐車場で、申請人住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、普通車10台分の月極駐車場です。

位置図・公図につきましては、総会資料5ページ、担任委員会資料5ページと6ページをご覧ください。申請地につきましては、増田中学校の東側に位置し、駐車場として使用したいとして申請がありました。

議案第2号1番につきましては、9月27日の担任委員会で現地調査を行い、実情を聴取いたしました。

申請は、月極駐車場への農地転用であり、計画では砂利敷とし、雨水は自然浸透及び北側の既存側溝へ排水することとしており、土砂の流出等は無いものと思われることから、転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の西山剛委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（西山剛推進委員）

議案第2号1番につきましては、9月27日に担任委員会の現地調査に同行し、確認したところ、駐車場の転用については、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

### 《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、入間川康弘代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（入間川康弘委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年9月29日提出。

番号1、大字・字・地番は、下増田字広浦80番7、地目は登記・現況共に畑、登記面積は473㎡です。権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は50a、世帯員3人、労力人2人です。備考として売買、10aあたり300,211円、総額で142,000円です。

位置図・公図は、総会資料の7ページ、農地法第3条の判断基準は、担任委員会資料7ページをご覧ください。申請地は、下増田の宮城農業高等学校跡地で現在はメガソーラーが設置されている場所の西側の畑です。

議案第3号1番につきましては、9月27日に担任委員会の現地調査を行い、実情を聴取いたしました。かねてより、利用権設定での耕作をお願いしていた方への農地売買であり、許可要件を満たしているものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の西山剛委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（西山剛推進委員）

議案第3号1番につきましては、9月27日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。農地の状況を確認し、これまでも耕作をお願いしていた方への売買であることから、許可については、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のと

おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

#### 《議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）」を議題といたします。それでは、継続審議の代表委員である松浦岩男代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

継続審議分を担当する第3班の代表委員の松浦岩男です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年9月29日提出。

番号1番、大字・字・地番は、下増田字北原東240番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は2,975㎡、権利種別は賃貸借、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。借受人の経営面積は315a、労力人2人です。備考として賃借権設定で、許可日より10年間です。借受人は一般法人のため、解除条件付きの賃貸借契約を締結済、借入期間の変更契約を締結予定です。賃借料は10aあたり20,181円、年額60,040円です。

番号2、大字・字・地番は、下増田字北原東274番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は988㎡です。権利種別は賃貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名は、総会資料のとおりです。借受人の経営面積、労力人、備考については番号1に同じです。賃借料は10a当り20,181円、年額で19,939円です。

番号3、大字・字・地番は、下増田字北原東275番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,002㎡です。権利種別は賃貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名は、総会資料のとおりです。借受人の経営面積、労力人、備考については番号1、番号2に同じです。賃借料は10aあたり20,181円、年額20,222円です。

番号4、大字・字・地番は、下増田字北原東303番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は、1,008㎡です。権利種別は賃貸借、貸付人・借受人の住所・氏名は、総会資料のとおりです。借受人の経営面積、労力人、備考については番号1、番号2、番号3に同じです。賃借料は、10a当り20,181円、年額で20,343円です。

この議案第4号は、8月31日開催の第16回名取市農業委員会総会において継続審

議となった農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定についての議案です。9月16日に担任委員会第3班と大友会長により再度、実情聴取及び現地確認を行いました。

本日配布しました別紙資料「名取市農業委員会事務局質問事項回答」をご覧ください。借受人に対して①から⑥までの質問を行い、質問事項への回答をいただきました。

質問①、トイレ、作業場、洗い場、休憩場所等、農業従事者や障がい者が利用する施設の設置場所については、別紙資料2ページと4ページをご覧ください。2ページ右上に写真掲載の借受人法人の既存事業所を今回の計画に合わせてリフォームをした上で利用します。出荷調整作業はここで行います。また、作業従事者用のシャワー設備の設置も行う予定とのことです。4ページは配置図になります。4筆の農地にA棟からD棟のビニールハウスを4棟建てることになるのですが、簡易トイレをB棟に4台、D棟に2台設置します。

質問②、ハウスから①の施設までの移動ルートや移動手段の明示、移動時の安全対策の内容については、別紙資料2ページから4ページ、別紙航空写真もご覧ください。作業従事者が通ることになる通路には現在風よけの高い塀が建っていますが、塀の支柱がむき出しで危険なのでフェンスを設けるとの説明がありました。また、別紙資料4ページには敷地内の農地間の移動通路が示されています。通路の幅は資料では1mですが、すれ違いが困難であることから1.5m幅に、既存の資材運搬用通路についても1m幅から1.5m幅への拡幅を要望いたしました。なお、現在進行中ですが、これらの通路に隣接する農地も賃貸借契約に向けて地権者と話し合いが進められているとのことです。借りることができた場合は一部を農業用通路として使用する予定とのことです。

質問③周辺農家との車両すれ違い時の対策としては、土地境界より約3m分後退してハウスを建てる計画であり、下がった部分は車のすれ違い時の退避場所として使用し、また、通勤については、名取駅、美田園駅、仙台空港駅の3か所から送迎バスで事務所まで送迎するそうです。

質問④プランターの土や養液の処理方法、廃棄物の処分方法については、砂を培地とし、養液を用いた砂耕栽培を行います。砂耕栽培は余剰水は出ないということでしたが、長期的には塩分等が蓄積される可能性があることから話をきいたところ、その場合は事務所まで運び洗浄する予定であるとのことです。

質問⑤電気設備を含めた関連施設の配置予定図、水道施設の配置予定図については、別紙資料4ページをご覧ください。電信柱については、これから東北電力株式会社が敷設予定ですが、農道の幅が1.5mから2.5mであるため、隣接農地の農業用車両の運行の妨げにならないよう、敷設の際は道路ではなく借受人農地内に敷設するよう要望し、そのようにしていただくよう確認をとっております。

質問⑥ビニールハウス周りの除草については、敷地は防草シートで被い、それでも発生する雑草は随時除去しますとのことです。なお、他県での実情としては現地で作業

に従事する障がい者の方々については、肢体不自由の方々ではなく、障害が比較的軽い方を対象としています。年齢は20代から50代、男性7割、女性3割、知的障がい者が4割、精神障がい者が6割となっています。栽培するベビーリーフは、種をまいてから1か月で収穫可能で、種まきから袋詰めまでの工程は手作業で行います。2年ほどかけて障がい者100名雇用する予定です。障がい者8人に対してスタッフを1名つけるとのことでした。その他としては、借受人が借用する農地に接する農道について、わだちや草がでないよう、また障がい者が歩きやすい様に砂利等を敷く等の対策をとっていただくよう要望しました。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第4号1番から4番につきましては、9月16日の担任委員会の現地調査に同行いたしました。農園利用方式による新たな営農形態での賃借権設定で、今後の経営方針について実情を聴取したところ、許可要件を満たしているものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今両委員からご説明・意見等いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

追加資料によれば、借受人の他市町での実績について事務局が詳しく調べていただいたようですので、追加資料11ページから15ページまでの説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

追加資料11ページは、神奈川県愛川町で実施している農園利用方式による施設の敷地内の平面図です。追加資料12ページから15ページまでは、愛川町における契約書を抜粋したものの写しです。今回は、他自治体の実例としてこのような資料をつけさせていただきました。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問はありませんか

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり決定といたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書の12ページをご覧ください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和4年9月12日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和4年9月29日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件7,705㎡、更新0件、合計1件7,705㎡。

2 利用権を設定する土地

田4筆7,705㎡、畑0筆、合計4筆7,705㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。所有権移転1件。

② 所有権移転の売買総額。2,690,000円1件。

4 公告予定年月日。令和4年9月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書13ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（2）非農地証明願出について》

《報告事項（3）農地の現状変更届出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（2）「非農地証明願出について」、（3）「農地の現状変更届出について」、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

別紙議案書により報告事項（１）から（３）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（３）までについて承認いたします。

### 《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（松野事務局長）

〔農業委員欠員による農業委員会担任委員会時の班編成について変更案を提示し、了承された。〕

〔10月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

〔欠員補充について、公募手続きを開始する旨の説明を行った。〕

○ 事務局（黒澤主幹）

〔9月分までの活動記録簿について提出を依頼した。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第17回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

### 【閉 会】

午後3時10分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

### 【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和4年9月29日

名取市農業委員会  
議長

\_\_\_\_\_

署名委員 6番

\_\_\_\_\_

署名委員 8番

\_\_\_\_\_